

第 4 3 9 回 (定 例) 福 崎 町 議 会 会 議 録

平 成 2 3 年 6 月 1 0 日 (金)

午 前 9 時 3 0 分 開 会

1 . 平 成 2 3 年 6 月 1 0 日、第 4 3 9 回 (定 例) 福 崎 町 議 会 は、福 崎 町 役 場 に 招 集 さ れ た。

1 . 出 席 議 員 1 3 名

1 番	北 山 孝 彦	9 番	宮 内 富 夫
2 番	牛 尾 雅 一	1 0 番	釜 坂 道 弘
3 番	石 野 光 市	1 1 番	東 森 修 一
4 番	小 林 博	1 2 番	富 田 昭 市
5 番	志 水 正 幸	1 3 番	広 岡 史 郎
6 番	福 永 繁 一	1 6 番	松 岡 秀 人
8 番	難 波 靖 通		

1 . 欠 席 議 員 2 名

1 4 番	吉 識 定 和	1 5 番	高 井 國 年
-------	---------	-------	---------

1 . 事 務 局 より 出 席 し た 職 員

事 務 局 長 中 塚 保 彦 主 査 吉 識 功 二

1 . 説 明 の た め 出 席 し た 職 員

町 長	嶋 田 正 義	副 町 長	橋 本 省 三
教 育 長	高 寄 十 郎	技 監	中 島 勉
会 計 管 理 者	牛 尾 敏 博	総 務 課 長	尾 崎 吉 晴
企 画 財 政 課 長	近 藤 博 之	税 務 課 長	山 口 省 五
住 民 生 活 課 長	松 岡 英 二	健 康 福 祉 課 長	高 松 伸 一
ま ち づ ぐ り 課 長	志 水 利 雄	産 業 課 長	井 上 茂 樹
下 水 道 課 長	山 本 欽 也	水 道 課 長	長 澤 茂 弘
社 会 教 育 課 長	山 下 健 介	学 校 教 育 課 長	後 藤 守 芳

代 表 監 査 委 員 城 谷 章

1 . 議 事 日 程

- 第 1 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名
- 第 2 会 期 の 決 定
- 第 3 諸 報 告
- 第 4 議 案 の 上 程 ・ 議 案 説 明

1 . 本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

日 程 第 1	会 議 録 署 名 議 員 の 指 名
日 程 第 2	会 期 の 決 定
日 程 第 3	諸 報 告
日 程 第 4	議 案 の 上 程 ・ 議 案 説 明

1. 議案件名

- 報告第 4 号 平成 22 年度財団法人柳田國男・松岡家顕彰会事業報告について
報告第 5 号 平成 22 年度兵庫県町土地開発公社事業報告について
報告第 6 号 平成 22 年度福崎町一般会計予算繰越明許費にかかる繰越計算書の報告について
報告第 7 号 平成 22 年度福崎町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費にかかる繰越計算書の報告について
報告第 8 号 平成 22 年度福崎町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
議案第 36 号 福崎町固定資産評価審査委員会委員の選任について
議案第 37 号 福崎町固定資産評価審査委員会委員の選任について
議案第 38 号 福崎町職員の互助共済制度に関する条例の制定について
議案第 39 号 福崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 40 号 平成 22 年度福崎町水道事業会計歳入歳出決算認定について
議案第 41 号 平成 22 年度福崎町工業用水道事業会計歳入歳出決算認定について
議案第 42 号 平成 22 年度福崎町水道事業剰余金処分について
議案第 43 号 共有持分移転登記手続請求事件に関する訴えの提起について
議案第 44 号 福崎町道路線の廃止及び認定について
議案第 45 号 福崎町公共下水道福崎浄化センター（汚泥処理施設）の建設工事委託に関する基本協定の締結について
議案第 46 号 工事請負契約について
議案第 47 号 工事請負契約について
議案第 48 号 工事請負契約について
議案第 49 号 工事請負契約について
議案第 50 号 工事請負契約について
発議第 1 号 農業委員の推薦について

1. 開会及び開議

議 長 皆さん、おはようございます。

第 439 回福崎町議会定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

木々の緑もようやく深くなり、青葉さわやかな初夏を迎えました。

本日ここに第 439 回福崎町議会定例会が招集されましたところ、議員の皆様にはご健勝にて早朝からご参集を賜り、定刻に開会できますこと、まことにありがとうございます。

さて、今期定例会に付議されます案件は、報告第 4 号から第 8 号までの 5 件、議案第 36 号から第 50 号までの 15 件及び議員提案 1 件の計 21 件が予定されております。

何とぞ、議員各位には格別のご精励を賜り、慎重審議の上、適正妥当なる結論づけが得られますようお願いを申し上げますとともに、議事の円滑なる運営につきましても格別のご協力をお願い申し上げます、本定例会の開会のあいさつといたします。

ただいまの出席議員数は 13 名でございます。

定足数に達しております。

よって、第 439 回福崎町議会定例会が成立したことを宣告いたします。

なお、本日の議会に吉識議員と高井議員が欠席という届け出が出ておりますので、報告しておきます。

日程に入ります前に、議案差しかえの申し出がありますので、許可いたします。差しかえ議案を配付いたしますので、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9 時 3 1 分

再開 午前 9 時 3 2 分

- 議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
- 総務課 長 議案第 4 4 号の、1 ページの部分の差しかえをお願いするものであります。訂正の箇所は、題名の部分が「道路線の廃止及び認定」としており、本文が「認定及び廃止」となっていたものを、一致させるものでございます。差しかえさせていただき、おわびを申し上げます。
- 議 長 それでは、これより本日の日程に入ります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

- 議 長 日程第 1 は、会議録署名議員の指名であります。
- 会議録署名議員の指名は、会議規則第 1 2 0 条の規定により議長が指名いたします。
- 3 番、石野光市議員
1 0 番、釜坂道弘議員
以上の両君をお願いいたします。

日程第 2 会期の決定

- 議 長 日程第 2 は、会期の決定であります。
- 会期の決定の件を議題といたします。
- 去る 6 月 3 日、議会運営委員会を開いて検討をお願いいたしましたところ、既に皆さんのお手元にお渡ししております日程表案のとおり、本日から 6 月 2 2 日までの 1 3 日間といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
- (「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。
- よって、会期は本日から 6 月 2 2 日までの 1 3 日間といたします。

日程第 3 諸報告

- 議 長 日程第 3 は、諸報告であります。
- 第 4 3 8 回臨時議会閉会后、本日までの主要事項について別紙配付のとおり報告いたしますので、よろしくお願いいたします。
- また、例月出納検査の報告書及び、陳情書が議長あてに提出されております。その写しを配付しておりますので、ごらんいただければ幸いと存じます。

日程第 4 議案の上程・議案説明

- 議 長 日程第 4 は、議案の上程であります。

これから報告第4号、平成22年度財団法人柳田國男・松岡家顯彰会事業報告についてから、発議第1号、農業委員の推薦についてまでの21件を一括議題といたします。

これから町長提案の議案に対する上程理由の説明を求めてまいります。

町長 おはようございます。

第439回福崎町議会定例会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

3月11日の大地震によって津波が発生し、大きな被害をもたらしました。

さらに、地震と津波は福島原子力発電所を直撃し、この被害は進行中であり、終息のめどさえたっていません。今議会は、大地震から復興・復旧の願いと、原発事故の終息を祈る中で開かれています。

ところで、こうした大きな事件があるときは、その対応をめぐるいろいろな動きが企画されることは歴史の示すところでもあります。私は1923年の関東大震災の事例はきっと参考になると思い、歴史年表を調べてみました。

関東大震災は1923年(大正12年)9月1日に発生し、死者約9万9,000人、被災世帯69万世帯という大きなものでありました。当時の指導者は、復興・復旧をめざして、海外への領土拡大や権益の拡大に熱心に取り組みました。国内にあっては、海外進出の施策を実行するために自由と民主主義に干渉し、制限を加えるようになりました。当時は大正デモクラシーの高揚もありましたが、こうした動きには執拗な働きかけを行いました。

やがて、この動きは満州事変、日中戦争へと進み、1940年には政党を解体し、大政翼賛会を結成し、第二次世界大戦に突き進んで行きました。

今日の状況は、地震だけでなく、経済的にも当時と似たところがあります。1923年から6年たった1929年に世界大恐慌が起きています。100年ぶりの経済危機と言われるリーマン・ショックが起こったのは3年前の2008年でありました。今日の状況は当時の状況とよく似ているように思えてなりません。

このような状況のとき、何を守り、何を大切にしなければならないのでしょうか。今こそ自分の生活をしっかりと見つめ、いのち、くらし、人権を大切にしていかなければなりません。

私は町制55周年記念式典の式辞の中で、次のように述べました。

「このような状態の中であって、福崎町のまちづくりはどのように進めていけばいいのでしょうか。私は次の3点を重視し、まちづくりを進めてまいります。

第一は、科学の目を大切にすまちづくりを進めることです。

私たちは、この100年の間に二つの神話が崩壊することを体験いたしました。

その一つは、「日本は神の国なので、戦争には絶対に負けない」という神話です。多くの国民がこの神話を信じて戦いに赴き、尊いいのちを失いました。神話はもろくも崩れ去り、1945年8月15日に全面降伏いたしました。

もう一つの神話は、「原子力エネルギーはクリーンだ」という神話です。原子力発電所は頑丈につくられているので事故は発生しないとされてきました。過去の津波の経験も踏まえて対策をしないと大変な事故になる、という忠告にも耳を傾けませんでした。結果は連日報道されているとおりで、この神話も崩れたのであります。

この現実から学ぶことは何でしょうか。それは、一人ひとりが科学の目を持つことでもあります。科学の目とは、ものごとを絶対視して一方だけから見るのではなく、角度を変えて多面的に見ることでもあります。科学の目を持って毎日の生活を見つめ、福崎町を観察し、現状分析をしっかりと行い、計画を立てて実行する町でありたいのであります。

二つ目は、地方自治を守り、自主、自律（立）のまちづくりを進めることでもあります。

地方自治は憲法五原則の一つであります。これまでも、柳田國男さんの「村は住む人のほんの僅かな氣持から、美しくもまづくもなるものだといふことを、考へるような機會が私には多かった」という言葉を借用して、自主、自律（立）のまちづくりを提唱してまいりました。

しかし、今日のように、新自由主義の立場から政治や經濟が進められるようになりますと、「住民の福祉の増進を図る」という地方自治の基本をしっかりと守らなければなりません。力や権力を持つ側から自主、自律（立）を強く押し出すと、力のある人はますます強くなり、力のない人はますます弱くなる弱肉強食の社会になることを経験いたしました。自助、自律（立）は共助、公助のバランスを大切にこそ力を発揮するものです。町は、町民のいのち、くらし、人権を守るとりでとして進んでまいります。

第三は、健康で活力あるまちづくりを進めることでもあります。

平成17年に食育基本法が制定されました。この主旨を生かすため、昨年度に福崎町食育推進計画を策定いたしました。

人はだれでも食べることで生きています。この毎日繰り返す行為を、ただ漫然と無関心で過ごすのか、そこに意義を見出し工夫するのは、人間形成、家庭づくり、まちづくりに大きく影響すると考えられます。人間は豊かな食事のために、栽培や加工を工夫し、料理を向上させ、料理を囲んでの食文化を開花させてきました。

食育を大切にすることは、第一次産業を初めとする地場産業を活性化することになり、町民を健康にし、福崎町を健康にすることに発展してまいります。本年を食育元年と位置づけ、食育推進計画の実行に全力を傾注したいと考えております」と述べたのであります。この思いは今も変わっていません。

原発制御の取り組みを急いでほしいですし、復興・復旧の取り組みも被災地と被災者の立場に立って、急いで進めてほしいと願っています。

しかし、急ぐ余りに被災者や国民のいのち、くらし、人権をないがしろにする施策が進行しないよう、注意していかなければなりません。

5月に入って地方自治法が改正されました。これからも復興基本法、復興・復旧対策とそれを支える財源をどうするか、医療・年金等の社会保障等、重要な取り組みが待ち受けています。6月議会はそのような中で開かれます。議会も町も、町民の期待に応える町政を進めるため、努力していかなければなりません。今議会、よろしくお願いを申し上げます。

さて、今議会に提案しております件数は、報告5件、議案15件の計20件であります。それぞれの議案につきましては、副町長及び担当課長が説明を行いますので、十分ご審議の上、ご賛同賜りますよう、お願いを申し上げます。

次に、各課の取り組みについて申し上げます。

総務課についてであります。3月11日に発生した東日本大震災に対しましては、それぞれの常任委員会で報告いたしましたように、人的、物的、経済的な支援を行っています。今後もできる限りの支援をしてまいります。

選挙事務についてであります。福崎町長選挙及び福崎町議会議員補欠選挙執行予定日については、選挙管理委員会で12月4日と決定いたしました。選挙人名簿の平時登録者数は、6月1日の基準日現在、男子7,338人、女子8,062人、計1万5,400人となります。前回の3月基準日より5人の減となっております。

税務課であります。平成23年度住民税の特別徴収納税通知書を5月9日に1,663事業所へ、軽自動車8,454台の納税通知書は5月11日にそれぞれ発送いたしました。平成23年度税等の集合徴収納税通知書及び介護保険料納入通知書は6月16日に、後期高齢者医療保険料の納入通知書は7月15日に発送すべく準備を進めております。

徴収対策については、5月17日から19日までの間を重点期間として、課員全員で夜間徴収を行いました。また、滞納整理対策委員会では、5月11日、12日の2日間、関係課による合同徴収を行いました。本年も税法、債権管理条例等に基づき、徴収対策を進めてまいります。

住民生活課であります。平成23年度福崎町消防団操法大会につきましては、5月15日、福崎東中学校において実施しました。32分団による熱戦が繰り広げられ、自動車ポンプの部は新町分団が優勝、小型動力ポンプは庄分団が優勝、準優勝が福田分団、3位が大門分団でした。新町分団と庄分団、福田分団は、来る6月26日に田原小学校で開催されます神崎郡消防操法大会に、福崎町代表として参加いたします。

平成23年度水防訓練については、6月19日、長目の市川河川敷において行います。この訓練は2年に1度実施し、出水期を迎える時期に住民を災害から守るため、福崎町消防団と町職員合同で行うものであります。

健康福祉課についてですが、保健事業は特定・基本健康診査・がん検診を6月6日から実施し、8月10日まで、日曜日を含み13日間実施します。今年度は胃の健康状態を調べるため、ピロリ菌抗体検査等を取り入れます。町では受診率の向上を目指し、多くの町民の方に受診していただき、重症化を予防して医療費の抑制につなげていきたいと考えております。

食育の推進については計画概要版を作成し、5月中に全戸配布しPRに努めました。また、計画を推進するため食育推進委員会を設置し、6月30日に第1回の会議を予定しております。

介護保険事業では、24年度からの第5期事業計画策定に向け、高齢者のニーズを把握するため、65歳以上の方全員に健康状態等のアンケート調査を実施し、希望者には個人ごとにアドバイス表を作成する予定であります。

産業課についてであります。町制55周年記念事業のサルビア田園アートは、NPO法人の指導を受けながら6月25日に青白系のサルビア約1万本、7月2日は赤のサルビア約2万本の移植を予定しており、各種団体や町民の皆さんの参加を呼びかけています。

平成23年度松くい虫航空防除事業を5月31日に実施しました。第2回目は6月21日の予定であります。

本年も、福崎町商工会はなっ得商品券を7月1日から販売します。福崎町での消費拡大と地域商業の活性化を図ってまいりたいと考えております。

まちづくり課についてであります。都市計画道路中島井ノ口線新設事業は擁壁、水路工事がほぼ完成し、道路の形がはっきりわかるようになりました。今後、舗装工事の実施に向けた作業を進め、さらなる事業の進捗を図ってまいります。

JR福崎駅周辺整備は、町の玄関口にふさわしい整備を進めるため、駅前広場の規模や必要な機能の検討、周辺道路の整備に向けた計画策定を進めています。今後は関係機関との調整や地域住民の理解を得ながら、早期事業着手に向けた取り組みを強化してまいります。

福崎駅へのアクセス道路である町道整備は、福伸電機本社工場の一部について予定どおり撤去が進み、現在、工事の発注に向け事務を進めております。

また、西治ほ場整備関連の町道西治長野線道路改良事業は、さらに進捗を図るため、県河川西谷川に架橋する橋梁上部工の着手に向け取り組んでまいります。

県道三木穴栗線の道路整備は、鴻ノ池付近から東側、第2工区について地元と工法等を協議し、設計がほぼ固まりました。その設計をもとに、6月25日に地権者を対象として説明会を開催し、その後本格的な用地交渉に入る予定です。地権者を初めとする関係者のご理解とご協力を得ながら、早期完成に向け県と協議して事業促進を図ってまいります。

下水道課についてであります。福崎浄化センターについては面整備の拡大とともに接続件数が約2,800件となり、引き続き順調な運転と良好な水質を得ています。

また、田原汚水中継ポンプ場の建設工事は地上構造物の構築がほぼ完成し、機械設備・電気設備設置工事を進めております。下水道面整備事業については、中島地区の面整備工事は予算を繰り越しし、引き続き進めています。

山崎地区第5工区及び中島地区マンホールポンプの工事については5月から事業に着手し、鋭意工事を進めております。

また、今後の西光寺地区及び八反田東地区下水道面整備工事は、本会議の承認を得て工事を進めてまいります。舗装本復旧工事では、本年度予定しております東大貫中島線の一部及び、八反田西地区の整備に向け準備を進めております。

雨水幹線整備事業については、ヤゴ雨水幹線工事は5月に完了しました。川すそ雨水幹線渠工事は予算を繰り越しし、7月末完成に向け工事を進めているところでございます。

出納室については、5月31日をもって平成22年度の出納を閉鎖し、決算書並びに決算報告書の調製を行っています。また各課の庁用備品購入の一括購入見積書を物品登録業者から徴収し、関係課と調整中でありま。

学校教育課についてであります。〔仮称〕田原幼稚園の建設工事については、保育ニーズの多様化及び地域子育て支援機能の充実に対応する、本町2例目の幼保一体化施設として本議会の承認を得て進めてまいります。

中学校の修学旅行については、東日本大地震の影響で行き先を東京から沖縄へ変更し、各中学校は5月18日及び19日に無事帰着いたしました。

トライやる・ウィークについては町内の73事業所等の協力を得て、6月6日から6月10日まで実施しています。中学2年生の生徒が地域の人と交流しながら社会体験をする中で、生きる力の育成につながる経験ができたものと考えております。

社会教育課についてであります。第29回福崎町美術展が5月20日から22日の3日間開催されました。洋画、日本画、書、彫塑工芸、写真の5部門に、194作品の応募があり、22日には表彰式を文化センター大ホールで実施いたしました。

柳田國男50年祭については、8月6日、7日開催に向けて、全国の図書館や博物館へポスターやチラシを配布するなど、柳田國男生誕地・福崎町を発信しています。

また、人情喜劇の脚本もでき上がり、6月下旬から町民を交えた劇団の練習が始まっております。

東広畑古墳については出土品、装飾付大刀の保存処理が完了し、歴史民俗資料館の企画展で5月末まで展示いたしました。大刀については引き続き展示を継続しております。

兵庫県重要文化財であり、町の文化ゾーンのシンボルとして位置づけた県指定

文化財三木家住宅保存修理は、今年度からいよいよ主屋部分に入り、本議会の承認を得て進めてまいります。

柳田國男・松岡家顕彰会は3月31日をもって解散し、4月1日から福崎町立柳田國男・松岡家記念館として町が管理運営を引き続き行ってまいります。住民に愛される施設となるように、事業を取り組んでまいりたいと考えております。

水道課についてであります。4月26日に山崎配水池送水管移設工事、5月31日に下水道工事に伴う配水管移設工事（八反田東地区）の入札を行い、水道管の入れかえ工事等を進めています。

また、6月1日からの水道週間に合わせ、1日に福崎町管工事業協同組合による技術講習会を行い、町内業者の技術向上を図ってまいりました。

以上で、報告とあいさつを終わらせていただきたいと思います。本議会、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長 ただいま、上程議案に対する町長の概要の説明が終わりました。

これから議案番号順に詳細なる説明を求めてまいります。関連する議案は複数で朗読及び説明を求める場合もございますので、あらかじめご承知をお願いいたします。

まず報告第4号、平成22年度財団法人柳田國男・松岡家顕彰会事業報告について、事務局に朗読させます。

（書記朗読）

議 長 朗読が終わりましたので、さらに本案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

社会教育課長 報告第4号、平成22年度財団法人柳田國男・松岡家顕彰会の事業報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告いたします。

顕彰会は昨年5月の理事会において、寄附行為の改正により本年3月31日をもって解散することを決定し、22年度は財団の本来の事業を進めるとともに、解散に向け、清算の準備を進めてまいりました。

1ページをお開きください。

平成22年度の事業概要でございます。朗読させていただきます。

平成22年度事業報告について、事業概要。

平成22年度の主な事業としましては、8月8日に第31回山桃忌を開催し、講師に名古屋大学大学院環境学研究科教授の川田稔氏をお迎えし、「柳田國男の思想と日本の将来～環境の問題を中心に」と題し、講演会を実施いたしました。その内容は11月発行の顕彰会会報「辻川界限」で紹介しました。この講演を初め、本年度は講演会を5回開催しました。

展覧会としましては、企画展を2回、特別展を1回実施しました。

また、11月には伊勢大神楽講社の加藤菊太夫組による「伊勢大神楽」を、12月に版画家の岩田健三郎氏による年賀状作成版画教室を開催しました。

その他の事業としましては、記念館新聞の毎月発行、10月にはトライやる・ウィークの受け入れをしました。

記念館施設の維持管理として、1月に女子トイレの壁面タイル改修工事並びに6月と12月に消防用設備機器点検を実施し、その点検結果をもとに、消防設備誘導灯のバッテリーを取りかえました。

財団法人柳田國男・松岡家顕彰会は、平成23年3月31日をもって解散するため、本年度の会員募集を取りやめました。

社会教育課資料1ページ、2ページに、平成22年度事業の詳細について示しておりますので、お目通しいただきたいと思っております。

報告書 2 ページをお開きください。

平成 22 年度記念館入館者数及び入館料月別明細表でございます。上の表が月別明細表でございます。年間合計で入館者数は 4,065 人、入館料は 55 万 3,670 円です。下の表が過去 5 年間の入館者数及び入館料の推移となっております。各種事業に取り組みましたが、入館料、入館者数とも 3 年連続の減となっております。

3 ページをお開きください。

平成 22 年度会計決算書でございます。

4 ページをお開きください。

収入の部でございます。決算額の説明をいたします。

財産収入 4 万 5,930 円は、定期預金利子、普通預金利子、出資金配当金の合計です。定期預金利子は、基金 2,500 万円の利子となっております。

寄附金収入 2 万 2,000 円は、山桃忌のお供え分でございます。

町の補助金は人件費や光熱水費等、清算に係る諸費用 50 万円を含めまして 350 万円です。

入館料収入 55 万 3,670 円は、先ほど説明したとおりでございます。

会費収入では、当初予算で計上はいたしましたが、5 月の理事会で会員制度の廃止を決定したため、ゼロとなりました。

雑入 4 万 9,226 円は、書籍等販売代金他でございます。当期収入合計が 41 万 8,226 円、前期繰越額が 31 万 6,800 円、収入合計で 44 万 7,626 円でございます。

5 ページをお開きください。

支出の部でございます。収入において会員制度を廃止することとしたため会費収入が見込めなくなり、法人費、事業費とも経費の節減に努めました。

まず法人費でございます。法人費は顕彰会の管理に要したもので、合計で 25 万 9,044 円です。

内訳といたしまして、会議費 3 万円は、理事会賄費他でございます。

需用費 103 万 5,185 円のうち、消耗品費 23 万 4,547 円は事務用消耗器材費、食糧費 9,268 円は講師や来客のお茶代他となっております。印刷製本費 6,123 円は写真の焼き増し代でございます。光熱水費 78 万 5,247 円は電気代、上下水道料金です。

役務費 23 万 8,799 円のうち、通信運搬費の 14 万 6,974 円は郵便料、電話料金です。手数料 2 万 6,860 円は山桃忌講演の反訳、銀行の残高証明発行手数料等で、保険料 5 万 7,045 円は記念館・生家・収蔵品の火災保険料となっております。

使用料及び賃借料 3 万 7,980 円は会場器具等借上料で、清掃用具や NHK の受信料です。

備品購入費 3 万 9,900 円は映丘画稿用の額縁を購入いたしました。

人件費 103 万 5,000 円はアルバイト賃金他です。

旅費 15 万 4,600 円は理事の費用弁償や旅費となっております。

6 ページをお開きください。

事業費は合計で 125 万 6,357 円となっております。

委託料 55 万 4,965 円は警備保障、山桃忌前夜祭、変更登記、決算書作成、消防設備点検他となっております。

工事請負費 2 万 5,200 円は諸施設費で、消防設備点検の指摘により消防設備誘導灯バッテリーを取りかえています。

修繕費 12万6,000円は女子トイレのタイル壁がはがれておりましたので、改修工事をいたしております。

負担金 3万8,000円は各種協会費でございます。

交際費 9万4,102円は慶弔費、また松岡家親族への贈答品費他でございます。

報償費 27万8,440円は各講演の講師謝礼他です。

会報費 13万9,650円は会報「辻川界限」第7号の印刷代でございます。

以上、当期支出合計は381万5,401円です。当期収支差額は35万5,425円、次期繰越額は67万2,225円で、平成23年度に繰り越しとなり、清算諸費として使われます。

7ページをお開きください。

貸借対照表でございます。当該年度における財務状態をあらわしております。

まず、資産の部です。流動資産は普通預金、たな卸資産で、合計97万7,075円です。

固定資産は有形固定資産、無形固定資産、投資等からなり、有形固定資産は建物から模型で、合計2,835万7,864円です。

無形固定資産は電話加入権の5万8,253円です。

投資等は出捐金の定期預金と出資金の合計で、2,502万円です。

固定資産合計で5,343万6,117円、流動資産の97万7,075円を足しまして、資産合計5,441万3,192円となっております。

流動負債といたしまして、平成22年度中の未払金の電気代、上下水道代他で9万7,246円、負債合計が9万7,246円となります。

正味財産の部としましては、合計で5,431万5,946円となります。なお、負債合計9万7,246円と正味財産合計5,431万5,946円が貸方で、借方の資産合計5,441万3,192円と同額となります。

8ページをお開きください。

財産目録でございます。貸借対照表の内訳明細でございます。お目通しいただけたらと思います。

9ページをお開きください。

正味財産増減計算書です。正味財産がその年度中にどのように増加または減少したかを示し、期末の正味財産額をあらわしておりますので、お目通しください。

10ページをお開きください。

計算書類に対する注記です。会計方針、基本財産の増減、次期繰越収支差額、固定資産の取得価額、減価償却累計を示しておりますので、お目通しください。

11ページをお開きください。

監査報告書でございます。5月18日に監事3名の方に監査を受けております。

社会教育課資料3ページをお開きください。

顕彰会では、平成23年3月31日の期間の満了をもって解散し、その残余財産を福崎町へ寄附することといたしましたので、当財団の主務官庁であります兵庫県教育委員会へ3月3日付で残余財産処分許可申請書を提出いたしました。資料左側です。その結果、資料右側の許可書を3月9日付でいただき、現在、清算事務を進めているところでございます。

4ページに清算事務についての内容を添付いたしております。当財団は新しい法律の施行によりまして、特例民法法人として活動していましたが、解散することが決定し、解散の手續は施行前の民法を適用することとなります。解散した法人は本来の事業活動はできませんが、民法第73条に「解散した法人は清算の目

的の範囲内で能力を有する」とありまして、民法第74条の規定により、理事全員が清算人に就任されております。右側に名簿をつけております。また民法第79条の規定により、債権の申出の催告を官報にて実施し、2カ月間の催告申出期間を設けておりますので、事務が順調に進めば7月中には清算の結了を迎えることができる予定です。

以上、報告第4号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議 長 次、報告第5号、平成22年度兵庫県町土地開発公社事業報告について、及び報告第6号、平成22年度福崎町一般会計予算繰越明許費にかかる繰越計算書の報告についての両案を事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに両案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます

企画財政課長 まず、報告第5号について、ご説明申し上げます。

兵庫県町土地開発公社は、県下の12町が出資している地方自治法第221条第3項に該当する法人です。したがって、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、その事業報告等をさせていただきますのでございます。

それでは、報告書の1ページをお開き願います。

まず、平成22年度における事業の概況であります。土地の取得は2ページ上段にお示ししておりますとおり、播磨町からの委託1件で、面積4,682平方メートル、金額で2億3,151万円であります。一方、土地の処分は2ページ下段に一覧表をお示ししておりますとおりで、処分に該当するものは、平成22年度買戻額欄に、元金相当額があるものとなります。件数で4件、金額では1億8,435万5,000円、このうち平成22年度で処分が完了した土地は1件で、金額3,100万円となりました。この結果、兵庫県町土地開発公社の平成22年度末土地現在額は、4件で5億4,892万1,000円となっております。

それでは、3ページからの財務の概況をご説明申し上げます。

まず、予算執行実績であります。収益的収入及び支出の収入は、事業収益では一般事業売却収益が2町からの元金利子相当分で1億9,370万9,120円、事務費収益が受託1町からの115万7,550円あります。

事業外収益では、基本財産利息が12町からの出資金に対する利息で4万2,380円、預金利息はそれ以外の預金に係る利息で3万865円、合計7万3,245円となりまして、収益的収入合計は1億9,493万9,915円あります。

次に4ページの支出であります。事業原価は一般土地売却原価が2町分の元金利子合計1億9,370万9,120円、販売費及び一般管理費は旅費、交際費、需用費、役務費、負担金補助及び交付金並びに町村会への事務委託料で、合計126万5,463円となりまして、収益的支出合計は1億9,497万4,583円です。この結果、当期純利益は3万4,668円の損失となりました。

次のページの資本的収入及び支出の収入につきましては、一般土地借入金で本年度の受託1件分2億3,151万円あります。

支出は、一般土地取得費が受託1件分の2億3,151万円、長期借入金返還金の一般事業償還金が2町4件分の元金1億8,435万5,000円となりまして、資本的支出合計は4億1,586万5,000円となっております。

次に、6ページの借入金の概要では期末残高が土地現在額と同額となりまして、5億4,892万1,000円でございます。

監査の実施状況につきましては、決算監査を平成22年4月23日に行っております。

一般庶務事項につきましては、8ページの下段をごらんください。

役員の異動であります。専務理事が定年退職に伴い平成23年3月31日辞任いたしました。なお、後任につきましては、平成23年4月26日の理事会で承認され、就任しております。

次に10ページをお開きください。

10ページからは、平成22年度の計算書類をお示ししております。10ページは損益計算書、11ページは貸借対照表、12ページにつきましてはキャッシュフロー計算書、13ページは財産目録をお示ししております。14ページ、15ページには附属明細表をそれぞれお示ししておりますので、後ほどお目通しいただきたいと思っております。16ページは監査報告書であります。4月22日に2名の監事に監査を受けております。また、次のページからは平成23年度の事業計画及び資金計画をお示ししておりますので、それぞれお目通しください。

以上、平成22年度兵庫県町土地開発公社に関する報告とさせていただきます。

続きまして、報告第6号につきましてご説明申し上げます。

この報告は、3月議会で議決をいただきました平成22年度一般会計予算の繰越明許費について、繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告させていただくものです。

次のページをお開き願います。

繰越明許費繰越額は、款、総務費、項、総務管理費の防犯灯設置事業100万円から、次の次のページ、款、教育費、項、社会教育費の町立図書館図書購入事業400万円までの、合計2億6,242万円で、繰越明許費予算の全額でございます。

企画財政課資料1ページに、繰越明許費に係る事業内容と財源内訳をお示ししておりますので、資料をお開きください。

繰越事業は14事業でございます。道路改良事業は、道路橋梁費の中島井ノ口線、西治長野線、北野加治谷線の3事業で合計2億2,532万円、きめ細かな交付金充当事業は、防犯灯設置事業、保育所施設改修事業、保健センター施設改修事業、観光案内板等整備事業、道路照明整備事業、小学校並びに幼稚園施設改修事業の7事業で合計2,030万円、住民生活に光をそそぐ交付金充当事業は、生活科学センター改修事業、小学校並びに中学校の図書室整備事業、町立図書館図書購入事業の4事業で合計1,680万円あります。

繰越財源としましては、未収入特定財源の国庫支出金は、道路事業に係る補助金及び交付金が1億1,357万6,000円、きめ細かな交付金が1,343万2,000円、住民生活に光をそそぐ交付金が1,578万2,000円、合計1億4,279万円あります。その他の未収入特定財源は、道路事業に係る地方債が1億940万円ありまして、差し引きの一般財源は1,023万円となります。この1,023万円につきましては、繰越明許費繰越金として翌年度に繰り越ししております。

以上、報告第6号の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議 長 次、報告第7号、平成22年度福崎町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費にかかる繰越計算書の報告について、事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに本案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます

下水道課長 報告第7号、平成22年度福崎町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費にかかる繰越計算書の報告について、ご説明申し上げます。

この報告は、3月議会で議決をいただきました平成22年度福崎町公共下水道事業特別会計予算の繰越明許費にかかる繰越計算書ができましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。

次のページをお開き願います。

平成22年度福崎町公共下水道事業特別会計予算の繰越明許費に係る繰越額は、2款、下水道事業費、公共下水道事業3億7,583万7,000円の全額を繰り越しするもので、財源の内訳は、既収入特定財源の受益者負担金等が1,588万7,000円、国・県支出金が1億7,170万円、その他地方債が1億8,550万円、及び一般財源が275万円です。繰越額の内訳につきましては、公共下水道で田原汚水中継ポンプ場、福崎浄化センター3、4系建設工事等にあてる事業費1億7,423万5,000円、特定環境保全公共下水道で中島地区下水道面整備工事等にあてる事業1億4,525万2,000円、浸水対策下水道で川すそ雨水幹線、ヤゴ雨水幹線工事等にあてる事業費5,635万円となっております。下水道課資料1ページに、繰り越しました契約済みの工事の箇所図を添付しておりますので、あわせてごらんください。

以上、報告第7号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議 長 それでは、しばらく休憩いたします。再開は10時50分といたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時50分

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次、報告第8号、平成22年度福崎町水道事業会計予算繰越計算書の報告について、事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに本案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

水道課長 報告第8号、平成22年度福崎町水道事業会計予算繰越計算書の報告について、ご説明申し上げます。

次のページの繰越計算書をごらんください。

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による建設改良費の繰越額で、この事業は、下水道事業に伴う配水管移設工事中島第1工区、第2工区及び山崎配水池整備事業進入路工事、並びに中島井ノ口線配水管新設工事第2工区、以上4件の工事費を繰り越すものでございます。繰り越しとなった理由は、年度内の工事完成を目指しておりましたが、下水道工事との併設工事及び年度末入札のため年度内完成が不可能となり、繰り越すものでございます。位置図等につきましては水道課資料26ページにお示ししております。

事業費といたしましては7,425万6,000円が予算計上額でございます。そして、支払い義務の発生額として平成22年度の出来高が2,220万円ということですが、いたがしまして、翌年度繰り越しとなった額が5,205万6,000円でございます。この財源の内訳といたしましては、公共下水道事業特別会計からの工事負担金及び一般財源となっております。

以上、報告第8号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議 長 次、議案第36号、福崎町固定資産評価審査委員会委員の選任について、及び

議案第37号、福崎町固定資産評価審査委員会委員の選任についての両案を事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに両案に対する詳細なる説明を副町長から求めます。

副 町 長 議案第36号及び議案第37号について、ご説明いたします。

固定資産評価審査委員会委員の選任は、地方税法第423条に基づくものであり、町の住民、町税の納税義務者または固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、議会の同意を得て町長が選任するものと定められています。委員の定数は3名で、任期は3年であります。

固定資産評価審査委員会は、地方自治法第180条の5で市町村に設置しなければならない執行機関であります。その職務につきましては、固定資産課税台帳に登録された評価額に対する不服申し立てがあった場合に、評価額の審査決定を行います。

議案第36号の高寄 實氏が6月16日に、議案第37号の後藤雄幸氏が8月1日にそれぞれ任期満了となり、再任をお願いするものでございます。

それでは両氏の経歴等を説明させていただきます。

議案第36号の高寄 實氏であります。住所は兵庫県神崎郡福崎町福田796番地、生年月日は昭和15年7月29日生まれの現在70歳でございます。昭和34年3月に兵庫県立福崎高等学校を卒業されています。職歴といたしましては、昭和35年5月に姫路市に奉職され、平成3年7月に税務部主税課長、平成9年5月に税務部長、平成13年3月に市民局中央支所長を最後に定年退職されています。役職歴といたしましては、平成17年6月から福崎町固定資産評価審査委員会委員を務めていただいております。

高寄氏は税務行政に精通され、現在、当委員会の委員長として職責を全うされており、今回、3期目の選任をお願いするものであります。

次に議案第37号、後藤雄幸氏の経歴を説明させていただきます。住所は兵庫県神崎郡福崎町南田原213番地、生年月日は昭和20年1月13日生まれで現在66歳でございます。昭和38年3月に神戸村野工業高等学校を卒業されています。職歴といたしましては、昭和38年3月に神戸製鋼所に入社され、機械事業部企画管理部に配属となり、昭和62年7月にコベルコシステム株式会社出向、グループ長をされ、平成17年3月に定年退職されています。役職歴といたしましては、平成19年1月から4年間、長目区長として地域行政に携わっておられます。

後藤氏は地域住民の代表として、固定資産評価審査委員に適任であり、今回、2期目の選任をお願いしています。税務課資料1ページ、2ページに「私の抱負」と任期の表をお示ししていますので、ご参照ください。

以上で議案第36号、議案第37号の説明を終わらせていただきます。両議案ともご賛同賜り、ご承認くださいますよう、よろしく願いいたします。

議 長 次、議案第38号、福崎町職員の互助共済制度に関する条例の制定について、及び議案第39号、福崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての両案を事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに両案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

総 務 課 長 議案第38号、議案第39号について、ご説明申し上げます。

議案第38号、福崎町職員の互助共済制度に関する条例の制定につきましては、地方公務員法の精神にのっとり、職員の福祉の増進を図るためのものであります。平成23年4月1日付で「財団法人兵庫県町村職員互助会」から「一般財団法人兵庫県市町職員互助会」への名称変更がありました。これにあわせて現条例を廃止し、兵庫県市町職員互助会に加入する福崎町職員互助会の新たな互助共済制度に関する条例を制定しようとするものであります。

第1条は設置です。

第2条は互助会の会員を定めています。

第3条は互助会の行う事業を定めています。

第4条は「互助会の経費は会員の掛金、町の補助金その他の収入をもって充てる」こととしています。

第5条は経費のうちの掛金についての定め、また第6条は町の補助金についての定めです。

第7条では、互助会の事業は兵庫県市町職員互助会に委託して実施することとしています。

第8条は委任の規定です。

この条例は公布の日から施行し、平成23年4月1日から適用します。

議案第39号、福崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、議案第38号で説明しましたように、平成23年4月1日付で財団法人兵庫県町村職員互助会が名称変更したことに伴う条例の一部改正で、給与からの控除、条例第13条の2、第3号中、「兵庫県町村職員互助会」を「一般財団法人兵庫県市町職員互助会」に改めるものです。総務課資料1ページに新旧対照表をお示ししておりますので、ご参照ください。なお、この条例は公布の日から施行し、平成23年4月1日から適用します。

以上、両議案ともよろしくご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議 長 次、議案第40号、平成22年度福崎町水道事業会計歳入歳出決算認定について、議案第41号、平成22年度福崎町工業用水道事業会計歳入歳出決算認定について、議案第42号、平成22年度福崎町水道事業剰余金処分についての各案を事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに各案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

水道課 長 議案第40号、平成22年度福崎町水道事業会計歳入歳出決算認定について、及び議案第41号、平成22年度福崎町工業用水道事業会計歳入歳出決算認定について、ご説明申し上げます。

両議案とも、地方公営企業法第30条第4項の規定により議会の認定をお願いするものであります。

それでは初めに、福崎町水道事業会計決算書の12ページをお開きください。

福崎町水道事業の概要は、本年度は給水量及び給水収益とも微増となりました。また、下水道工事に伴う設計検査手数料等の増により収益は増加いたしました。下水道工事に伴う資産減耗費が増加しましたが、経費の節減に努めた結果、利益を得ることができました。

下水道工事に伴う配水管移設工事とともに、漏水調査による漏水箇所の早期修理に努め、有収率は上がり、90.4%となりました。

維持管理では、千束仮設送水管及びポンプ等の撤去を行いました。また、昨年

度に引き続き、福田水源地塩素無注入検出器の取り付け、井ノ口水源地送水流量計の取替え、桜加圧ポンプ所流量計修理、辻川山・山崎配水池水位計の修理、東部工業団地加圧ポンプ所インバータの取替え等を行いました。

そして、福崎地区の安定供給を図るため、山崎配水池の施設整備に向け、進入路用地の買収及び進入路の工事に着手いたしました。

また、水道週間にあわせて例年行っている町内業者育成の技術講習会として、耐震管路整備に備え、耐震管鋳鉄NS工法の実務研修を行いました。

下の表では、給水水量等の動きとして、年度別に参考となるものをあらわしています。

水道課資料2ページから4ページに、水道料金及び送配水量の表を添付していますので、あわせてご参照ください。

次に、恐れ入りますが決算書1ページ、2ページをごらんください。

水道事業決算報告書です。この決算報告書は予算に対比して執行状況を明らかにするため、税込みで表示、比較しております。

収益的収入及び支出の収入でございます。

第1款、水道事業収益。予算額合計3億5,596万7,000円、決算額3億4,770万9,115円、予算額に比べ決算額の増減825万7,855円の減、昨年度比0.2%の増。

第1項、営業収益。決算額3億3,462万5,646円、うち仮受消費税及び地方消費税1,508万3,337円。

第2項、営業外収益。決算額1,308万3,469円、うち仮受消費税及び地方消費税53万588円。

第3項、特別利益。決算額は0円でございます。

次に支出でございます。

第1款、水道事業費用。予算額3億4,118万5,000円、決算額3億638万6,119円、不用額3,479万8,881円、昨年度比3%の減。

第1項、営業費用。決算額2億8,520万247円、うち仮払消費税及び地方消費税583万3,848円。

第2項、営業外費用。決算額1,940万7,978円、うち仮払消費税及び地方消費税は1万7,491円です。

第3項、特別損失。決算額177万7,894円です。なお、この決算額については消費税納付金が含まれ、附属書類12ページ以降の税抜きの明細書とは合いません。

次に3ページ、4ページをごらんください。

資本的収入及び支出の収入でございます。

第1款、資本的収入。予算額合計1億2,248万9,000円、決算額1億415万1,145円、予算額に比べ決算額の増減1,833万7,855円の減、昨年度比21.6%の増。

第1項、他会計補助金。決算額70万3,032円。

第2項、工事負担金。決算額1億344万8,113円です。

次に支出でございます。

第1款、資本的支出。予算額合計2億5,125万2,000円、決算額1億6,964万5,850円、翌年度繰越額、地方公営企業法第26条の規定による繰越額5,205万6,000円、不用額2,955万150円。

第1項、建設改良費。決算額1億5,499万4,498円、うち仮払消費税及び地方消費税723万3,812円。

第2項、企業償還金。決算額1,465万1,352円。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額6,549万4,705円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額730万7,715円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額227万4,233円と、過年度分損益勘定留保資金5,591万2,757円で補てんいたしました。

次に、5ページをごらんください。

水道事業損益計算書の説明をいたします。

1、営業収益は、1、給水収益から3、その他営業収益までの3項目を合わせて3億1,954万2,309円です。

2、営業費用は、1、原水及び浄水費から6、資産減耗費までの6項目を合わせて2億7,936万6,399円です。

したがって、営業利益は4,017万5,910円でございます。

3、営業外収益は、1、受取利息及び配当金から3、雑収益までの3項目を合わせて1,255万2,881円です。

4、営業外費用は、1、支払利息と2、雑支出を合わせて1,205万6,647円です。

したがって、経常利益は4,067万2,144円になり、昨年度と比べ1,132万2,350円の増となりました。

5、特別利益はございません。

6、特別損失は177万7,894円でございます。

したがって、当年度純利益は3,889万4,250円となり、前年度繰越利益剰余金856万5,110円を加えますと、当年度未処分利益剰余金は4,745万9,360円となります。

次に、6ページをごらんください。

水道事業剰余金計算書の利益剰余金について説明いたします。

1、減債積立金は、1、前年度未残高3,035万3,176円と2、前年度繰入額の200万円を合わせて、3、当年度処分数はございませんので、当年度未残高は3,235万3,176円となります。

2、建設改良積立金は、前年度未残高3億4,380万6,336円と前年度繰入額の2,700万円を合わせて、当年度処分数はございませんので、当年度未残高は3億7,080万6,336円となり、積立金合計は4億315万9,512円となります。

3、未処分利益剰余金の前年度未処分利益剰余金3,756万5,110円から減債積立金200万円と建設改良積立金2,700万円を引き、繰越利益剰余金年度未残高は856万5,110円となり、当年度純利益3,889万4,250円を加え、当年度未処分利益剰余金は4,745万9,360円となります。

次に、7ページをごらんください。

資本剰余金の部について説明いたします。

1、工事負担金の当年度発生高は1億137万7,225円で、特定収入消費税及び地方消費税圧縮額482万7,487円と当年度処分数270万851円を差し引き、当年度未残高は25億4,680万8,443円です。

2、補助金の当年度発生高は70万3,032円で、特定収入消費税及び地方消費税圧縮額3万3,478円と当年度処分数343万2,952円を差し引き、当年度未残高は6,325万7,093円です。

3、寄附金の当年度処分数はなく、当年度未残高は100万円です。

4、受贈財産評価額の変動はございませんので、当年度未残高は6億1,32

4万8,671円です。

5、消火栓設置工事負担金の当年度発生高は207万888円で、特定収入消費税及び地方消費税圧縮額9万8,614円と当年度処分額670万5,414円を差し引き、当年度末残高は1億1,390万3,776円となり、翌年度繰越資本剰余金は33億3,821万7,983円となります。

次に、8ページをごらんください。

剰余金処分計算書(案)について説明いたします。

1、当年度末処分利益剰余金は4,745万9,360円で、2、利益剰余金処分額として減債積立金に1,000万円と建設改良積立金に2,900万円、合わせて3,900万円を処分し積み立てたいと考えています。

したがって、3、翌年度繰越利益剰余金は845万9,360円となります。

次に、9ページ、10ページをごらんください。

貸借対照表について説明いたします。

資産の部。1、固定資産としてイ、土地からト、建設仮勘定まで、合わせまして固定資産合計44億3,582万1,969円です。

2、流動資産は、現金預金と未収金、貯蔵品を合わせまして流動資産合計6億6,361万2,720円、資産合計は50億9,943万4,689円となります。詳細につきましては、水道課資料1ページと5ページをご参照ください。

負債の部。流動負債は、未払金とその他流動負債を合わせまして、流動負債合計765万1,814円、負債合計は765万1,814円となります。詳細につきましては、水道課資料の1ページをごらんください。

資本の部でございます。4、資本金は自己資本金と借入資本金で、イの企業債を合わせまして資本金合計13億294万6,020円となります。

5、剰余金の資本剰余金は、イ、受贈財産評価額からホ、消火栓設置工事負担金を合わせまして、資本剰余金合計33億3,821万7,983円となります。利益剰余金はイ、減債積立金からハ、当年度末処分利益剰余金を合わせまして利益剰余金合計4億5,061万8,872円となり、剰余金合計37億8,883万6,855円、資本合計50億9,178万2,875円となり、負債資本合計は50億9,943万4,689円となります。詳細につきましては、水道課資料7ページから9ページをご参照ください。

次に、13ページをごらんください。

議会の議決事項につきましては5件です。職員に関する事項は4件です。料金その他供給条件の設定、変更に関する事項はございません。

次に、14ページ、15ページをごらんください。

建設改良工事は、下水道工事に伴う配水管移設工事と、水道課単独の配水管新設工事及び山崎配水池進入路工事等であります。22年度合計、13件で1億4,475万1,348円です。21年度繰越事業は、1件で188万2,000円です。合計で1億4,663万3,348円です。

次に、16ページをごらんください。

送配水管等入替の状況につきましては、下水道工事に伴う配水管移設工事と消火栓7基を設置しました。増加の小計欄の合計が3,934メートル、減少の小計欄の合計は2,880メートルで、差引合計の1,054メートルが22年度でふえた延長です。したがって、昨年の総延長18万5,097メートルに本年度増加延長1,054メートルを加え、22年度総延長は18万6,151メートルです。

石綿管の入れかえは225メートルで、昨年の総延長4,168メートルから本年度入れかえ延長225メートルを差し引き、22年度総延長は3,943メートルで、石綿管比率は2.1%であります。

給水工事は67件の工事を行いました。

17ページ、18ページに保全工事及び業務に関して説明しておりますので、お目通しください。

次に、24ページをごらんください。

水道事業会計収益費用明細について説明いたします。

まず、収益であります。

水道事業収益は3億3,209万5,190円、営業収益は3億1,954万2,309円です。

内容としましては水道料金から消火栓水使用料までで、その主なものは水道料金2億9,496万7,186円、設計検査手数料1,547万8,151円あります。

営業外収益は1,255万2,881円で、内容としましては預金利息から次のページのその他雑収益までで、主なものは開発協力金が461万7,410円、分担金513万9,000円です。

次に、26ページをごらんください。

費用でございます。水道事業費用は2億9,320万940円、営業費用は2億7,936万6,399円、原水及び浄水費は水源地に係る費用で、給料から雑費までの4,102万3,033円。主なものは人件費のほか、修繕費558万5,702円、動力費1,303万4,038円です。

配水及び給水費は配水池と給水配水管に係る費用で、給料から次のページの受水費までの1億396万242円。主なものは人件費のほか、次のページの委託料1,218万8,820円、修繕費1,099万559円、路面復旧費471万1,250円、受水費4,009万5,288円です。

総係費は水道に係る通常経費で、給料から雑費までの2,808万101円。主なものは人件費です。

その他には、減価償却費6,346万7,238円、資産減耗費4,075万4,785円です。

営業外費用は支払利息1,110万6,928円、雑支出94万9,719円です。

特別損失は177万7,894円です。

次に、29、30ページをごらんください。

水道事業会計資本的収入及び支出明細について説明いたします。

まず収入です。資本的収入は1億415万1,145円、補助金は70万3,032円です。

工事負担金は消火栓設置工事負担金207万888円、工事負担金9,309万7,975円、給水工事負担金827万9,250円です。

次に支出であります。資本的支出は1億6,241万2,038円、うち建設改良費1億3,979万7,686円、給水工事費796万3,000円、企業債償還金1,465万1,352円です。

次に、31ページをごらんください。

固定資産明細書について説明いたします。

土地から建設仮勘定まで、合計で年度末現在高58億789万6,446円、減価償却累計額のうち、当年度増加額は6,346万7,238円、当年度減少

額は7,441万8,028円、累計13億7,207万4,477円になり、差し引きますと年度末償却未済額は44億3,582万1,969円になります。

次に、32ページをごらんください。

企業債明細について説明いたします。

企業債明細書は合計で当年度償還高が1,465万1,352円、未償還残高は2億3,072万7,771円です。償還利子は1,110万6,928円です。

以上、議案40号の説明を終わらせていただきます。

それでは続きまして、議案第41号について説明させていただきます。

平成22年度福崎町工業用水道事業決算書の12ページをごらんください。

福崎町工業用水道事業の事業概要で、本年度は、契約水量の変更はありませんでした。給水量の増加に伴い給水収益も増加となりましたが、送水管移設工事に伴う地元負担金の増により損失が出ることになりました。

維持管理については、送水管破損に伴う緊急修理、西治ほ場整備に伴う送水管移設、1号送水ポンプ・送水流量計の更新等を行い、安定した供給に努めました。

今後も適正な維持管理を行い、経営の健全化と給水の安定化を図ります。

下の表では、契約水量等の動きとして、年度別に参考となるものをお示ししております。

水道課資料3ページと17ページには、料金及び送配水量の表を添付しておりますので、合わせてご参照ください。

それでは、恐れ入りますが決算書の1ページ、2ページをごらんください。

工業用水道事業決算報告書の収益的収入及び支出について、ご説明します。

まず、収入であります。

第1款、工業用水道事業収益。予算額合計2,643万1,000円、決算額2,571万2,375円、予算額に比べ決算額の増減71万8,625円の減、昨年度比19.6%の増。

第1項、営業収益。決算額2,369万940円、うち仮受消費税及び地方消費税112万8,135円。

第2項、営業外収益。決算額202万1,435円。

次に支出であります。

第1款、工業用水道事業費用。予算額合計2,742万7,000円、決算額2,474万3,384円、不用額268万3,616円、昨年度比19.0%の増。

第1項、営業費用。決算額2,474万3,384円、うち仮払消費税及び地方消費税36万8,953円。

第2項、営業外費用はありません。なお、この決算額については、消費税還付金が含まれ、以後の税抜き明細書とは合いません。

次に、3ページ、4ページをごらんください。

資本的収入及び支出の収入です。

第1款、資本的収入。予算額合計2,716万5,000円、決算額2,703万5,936円、予算額に比べ決算額の増減12万9,064円の減で、収入は第1項、工事負担金の額であります。

次に支出です。

第1款、資本的支出、予算額合計5,554万2,000円、決算額5,524万1,550円、不用額30万450円。第1項、建設改良費の額で、うち仮払消費税及び地方消費税263万550円です。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額2,820万5,614円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額75万9,182円、過年度分損益勘定留保資金1,388万2,101円、当年度分損益勘定留保資金69万9,280円、建設改良積立金取り崩し1,286万5,051円で補てんしました。

次に、5ページをごらんください。

工業用水道事業損益計算書について説明いたします。

1、営業収益は、給水収益と受託工事収益で2,256万2,805円です。

2、営業費用は、送水及び配水費から資産減耗費までの4項目を合わせまして2,437万4,431円。

差し引き営業利益は181万1,626円の損失となります。

3、営業外収益は、受取利息及び配当金と雑収益で、合わせて143万7,493円です。

営業外費用はありません。

したがって、経常利益は37万4,133円の損失で、昨年と比べ107万6,726円の減となり、損失分37万4,133円を前年度繰越利益剰余金966万2,608円から差し引き、当年度未処分利益剰余金は928万8,475円となります。

次に、6ページをごらんください。

工業用水道事業剰余金計算書の利益剰余金について説明いたします。

1、利益積立金は前年度繰入額が100万円であり、当年度末残高は716万207円となります。

2、建設改良積立金の前年度末残高は3,296万2,237円、当年度処分額1,286万5,051円を差し引き、当年度末残高は2,009万7,186円となり、積立金合計は2,725万7,393円となります。

3、未処分利益剰余金は、利益積立金が100万円、繰越利益剰余金年度末残高は966万2,608円となり、当年度損失の37万4,133円を差し引き、当年度未処分利益剰余金は928万8,475円となります。

次に、7ページをごらんください。

資本剰余金について説明いたします。

1、工事負担金の当年度発生高は2,703万5,936円で、特定収入消費税及び地方消費税圧縮額128万7,426円と当年度処分額5,015万9,252円を差し引き、当年度末残高は1億5,440万1,603円であります。

2、国庫補助金と3、給付金はありません。

4、受贈財産評価額の前年度末残高6億7,428万6,309円から、当年度発生高はありませんので当年度処分額450万円を差し引き、当年度末残高は6億6,978万6,309円となり、翌年度繰越資本剰余金は8億2,418万7,912円となります。

次に、8ページをごらんください。

工業用水道事業剰余金処分計算(案)について説明いたします。

1、当年度末未処分利益剰余金は928万8,475円、2、利益剰余金処分額はございません。

したがって、3、翌年度繰越利益剰余金は928万8,475円となります。

次に、9ページ、10ページをごらんください。

貸借対照表について説明いたします。

資産の部。1、固定資産はイ、土地からホ、車両運搬具まで、合わせまして固定資産合計8億6,567万9,651円です。詳細については、水道課資料20ページから22ページをご参照ください。

2、流動資産は、現金預金と未収金を合わせまして、流動資産合計4,601万6,943円、資産合計は9億1,169万6,594円です。なお、未収金1,119万2,603円のうち、県からの補償金972万4,791円は4月上旬に納入済みであります。

負債の部。3、流動負債は、未払金が1万円で、負債合計1万円です。詳細については、水道課資料16ページをご参照ください。

資本の部。資本金は自己資本金が5,095万2,814円で、資本金合計は5,095万2,814円でございます。

5、剰余金の資本剰余金は、イ、受贈財産評価額とロ、工事負担金を合わせまして、資本剰余金合計8億2,418万7,912円です。利益剰余金はイ、利益積立金とロ、建設改良積立金、ハ、当年度未処分利益剰余金を合わせまして、利益剰余金合計は3,654万5,868円、剰余金合計は8億6,073万3,780円、負債資本合計は9億1,169万6,594円となります。

次に、13ページをごらんください。

議会の議決事項につきましては4件です。職員に関する事項は4件です。料金その他供給条件の設定、変更に関する事項はございません。

次に、14ページをごらんください。

建設改良工事及び送配水管等入替の内容について説明していますので、お目通しください。

次に、15ページをごらんください。

保全工事等の内容について説明しておりますので、お目通しください。

続きまして、18ページをごらんください。

福崎町工業用水道事業会計収益費用明細書の収益について説明いたします。

工業用水道事業収益は2,400万298円、営業収益の内容といたしましては、給水収益の水道料金が2,121万5,376円です。

営業外収益の内容といたしましては、預金利息が9万1,905円、その他雑収益が134万5,588円です。

次に、19ページをごらんください。

費用の説明をいたします。

工業用水道事業費用は2,437万4,431円、営業費用は送水及び配水費の事業に係る経常経費で、給料から負担金までの2,268万6,218円。その主なものは給料と、動力費538万7,804円です。

受託工事費は61万4,800円です。

減価償却費は86万4,597円、資産減耗費は固定資産除却費で20万8,816円です。

次に、21ページをごらんください。

資本的収入及び支出の説明をいたします。

収入は工事負担金2,703万5,936円で、22ページの支出は建設改良費5,261万1,000円です。

次に、23ページをごらんください。

固定資産明細書は土地から車両運搬具まで、合計で年度末現在高8億8,345万6,063円、減価償却累計額の当年度増加額86万4,597円、当年度減少額103万1,184円、累計1,777万6,412円となり、差し引き

ますと年度末償却未済額は8億6,567万9,651円となります。

以上で、議案第41号の説明を終わらせていただきます。両議案ともよろしくご審議を賜り、認定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第42号の説明をさせていただきます。

議案第42号につきましては、議案第40号に関係いたしまして、水道事業会計の剰余金を建設改良積立金として2,900万円積み立てたいので、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。内容につきましては、水道事業会計の決算書8ページに剰余金処分計算書案としてお示ししております。よろしくご審議を賜り、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議 長 ただいま、担当課長からの説明が終わりましたが、議案に対して監査委員からの意見書が提出されておりますので、事務局から朗読し、その後、監査委員から補足説明を求めます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに監査委員から補足説明を求めます。

代表監査委員 それでは監査意見を申し上げます。

平成22年度水道事業会計及び工業用水道事業会計に対する監査意見。

私、城谷と志水委員とともに、水道事業会計及び工業用水道事業会計決算について、去る6月1日、第1委員会室において、長澤水道課長及び同課西村庶務係長の出席を求め、事業報告及び政令で定める予算区分に従って作成された関係書類の説明を求め、慎重に審査した結果、次の審査内容、意見を提出する。

水道事業会計。審査に付された水道事業会計決算諸表を照合し、計数的に適正であると認めました。

本年度の給水戸数は7,433戸で、昨年度に比べ30戸の増とほぼ前年並みであった。その結果、給水量及び料金収入について微増となっている。

収益的収入は、予算対比税込み825万7,885円、2.3%の減、昨年度対比52万7,629円、0.2%の増となっている。内容については、水道料金が主な営業収益で、予算対比576万6,354円、1.7%の減、昨年度対比では847万3円、2.6%の増。営業外収益は予算対比248万1,531円、15.9%の減、昨年度対比794万2,374円で、37.8%の減となっている。

資本的収入については、予算対比1,833万7,855円、15%の減、昨年度対比1,848万3,238円、21.6%の増となっている。これは下水道工事に伴う配水管移設工事負担金の増によるものである。

支出については、昨年度と比較して収益的支出で下水道工事に伴う配水管移設工事の資産減耗費が増加したが、経費の節減努力により、予算対比税込み3,479万8,881円、10.2%の減、昨年度対比961万7,433円、3%の減となっている。

資本的支出は、下水道工事に伴う配水管移設工事、消火栓の設置等改良工事を進めたが、建設改良工事の一部を23年度に繰り越し、また、企業債償還金の一部完済による減もあり、予算対比8,160万6,150円、32.5%の減、昨年度対比672万1,387円、4.1%の増となっている。

内容については、建設改良費が昨年度対比1,725万6,498円、12.5%の増、企業債償還金は昨年度に比べ1,053万5,111円、41.8%の減となり、資本的収入額が資本的支出額に不足する6,549万4,705円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分消費税及び地方

消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金で補てんしている。

本年度は石綿管の入れかえは225メートルで、漏水箇所の早期修理を進めたことで有収率が0.6%上がり90.4%となり、目標である90%を達成されている。なお、7基の消火栓増設を図っている。

本年は水の使用が微増した等により、平成22年度は3,889万4,250円の利益を確保されている。

なお、業務実績と同規模の全国平均と対比した経営指標から見ると、効率的に運営されていると考えます。

平成22年度水道事業業務実績と経営指標を掲げております。比較して見ておるわけですが、事業の概要では普及率が99.5%。対比をまた見ていただきたいと思えます。

施設の効率性等を見ましたときに、施設の利用率65.64%、その下の有収率90.36%というところがございます。

経営の効率性から見ましたときに、総収支比率は113.27%。以下、次のページへ行きまして、職員1人当たり給水人口あるいは給水収益は、少し劣りますけれども、これは人件費等の関係もありますので、どうとは言えませんが、平均より少し下でございます。

なお、財政の状況は流動比率8672.62%。ゆったりした資産運営ができておるといふふうに解釈をいたしました。

監査の結果でございますが、4点。1点めは、本年度の純利益3,889万4,250円と前年(2,866万6,751円)を上回っているが、経過をたどると減少傾向にあるので、今後とも一層の経営合理化と経費節減努力をされ、町民に対する良質かつ安定した水道水の供給に努められたい。

2点め、地域水道ビジョン・長期計画を進める中で、特に耐震施設・耐管路整備を計画的に進められたい。

3点めに、余裕資金は可能な限り運用に努力されたい。

4点め、未収金については徴収体制が強化され改善努力も見られますが、さらなる工夫と努力が必要であると考えます。

次に、工業用水道事業であります。

審査に付された工業用水道事業会計決算諸表を照合し、計数的に適正であると認めました。

本年度は水道事業と同様に、給水量及び給水収益が増加している。

収益的収支については、収入が予算対比71万8,625円、2.7%の減、昨年度対比422万1,572円、19.6%の増となっている。支出については、予算対比268万3,616円、9.8%減、昨年度対比395万5,174円、19%の増となっている。営業費用は予算対比266万3,616円、9.7%減、昨年度対比465万93円、23.1%の増となり、収支差し引き37万4,133円の損失となっている。本年度は送水管移設工事等があり、資本的収入については決算額2,703万5,936円、予算対比税込み12万9,064円、0.5%の減、資本的支出は決算額5,524万1,550円、予算対比税込み30万450円、0.5%の減となり、資本的収入額が資本的支出額に不足する額2,820万5,614円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金、建設改良積立金で補てんされている。

監査の結果であります。企業会計としての工業用水道事業は経営の安定と良質な水を提供することが最大の経営基本である。その観点で、昨年度を除き若干

の赤字が続いていることから、中長期の財政状況を見据えながら、経費の削減等により給水原価の抑制を図るほか、工業用水道料金体系の見直しを含め、経営の健全性に努められることを要望いたします。

以上であります。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議 長 城谷代表監査委員、ありがとうございました。

ここでしばらく休憩いたします。再開は午後 1 時といたします。

休憩 午前 11 時 57 分

再開 午後 1 時 00 分

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次、議案第 43 号、共有持分移転登記手続請求事件に関する訴えの提起についてを議題といたします。

釜坂道弘議員に申し上げます。地方自治法第 117 条の規定により、除斥となりますので、本件の説明が終了するまでの間、しばらくご退席をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1 時 01 分

再開 午後 1 時 01 分

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第 43 号、共有持分移転登記手続請求事件に関する訴えの提起について、事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに本案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

企画財政課長 議案第 43 号について、ご説明申し上げます。

本議案は田原幼稚園並びに町民第 2 グラウンドの敷地となっている西田原字西畑 1458 番及び 1459 番について、民法第 162 条の規定による所有権の取得時効を援用して共有持分移転登記手続請求の訴えを提起するため、議会の議決をお願いするものでございます。

企画財政課資料 2 ページをお開き願います。

対象物件は位置図にお示ししているとおり、田原幼稚園の南東で、第 2 グラウンドにかけて存在しております。対象物件の登記名義人は、資料 3 ページに記載しております 97 名でございます。登記名義人 97 名が所有権を取得されたのは大正 3 年 11 月 13 日となっておりますが、この 97 名は辻川区の当時の戸主であると推測されます。本町が保管しております土地台帳では、昭和 26 年 3 月 30 日に寄附によって田原村に所有権が移転したと処理をしております。田原小学校の用地として辻川区から寄附を受けたものであると考えております。しかしながら、寄附を受けた時点で既に相当数の登記名義人に相続が発生しており、法務局への所有権移転登記には至っていなかったものと思われま

す。今般、契約議案として提案しております田原幼稚園の整備計画を検討していく中で、この土地の所有権についても、これを機に整理しておく必要があるということから、97 名の相続調査を行ってまいりました。その結果、相続人は現在把握できているだけでも 800 人以上となっております。本来ならば、相続関係人

全員に経過、経緯をご説明申し上げ、同意をいただいた上で所有権移転登記手続をすべきところではありますが、多くの方が福崎町には住まわれたこともなく、すべての方にご理解をいただくことは相当な困難が予想されますので、訴えを提起して、それぞれの持分移転登記手続を求めるものでございます。

本件により訴えを提起する相手方は資料3ページに丸印を入れておりますが、登記名義人97名のうち、相続関係が特定できた51名に係る相続人でありまして、総数は239名となります。したがって、議案の別紙として一覧をお示ししております。

この場では本件訴えの提起に至る経緯並びに時間的な制約もございますので、住所・氏名の朗読は省略させていただきたいと思っております。

なお、残る登記名義人46名に係る相続人に対しましては、相続関係調査が完了した後に、新たな議案として提案させていただきます。

以上、議案第43号の説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

議 長 ここで、釜坂議員の除斥を解除いたします。
暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時06分

再開 午後 1時06分

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次は、議案第44号、福崎町道路線の廃止及び認定について、事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに本案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

まちづくり課長 議案第44号、福崎町道路線の廃止及び認定について、ご説明いたします。

今回提案しております町道路線の一括廃止及び一括認定の提案理由は、平成20年度に実施した町道等級見直しを受け、道路等級と路線の合致及び、実状に合っていない路線名の変更、土地地番表示の異動等による起終点の地先地番表示などの修正を目的とし、全町道路線748路線を一括廃止した上で、改めて757路線を一括認定することについて、道路法第10条第3項及び第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。

概要及び変更点について、まちづくり課資料1ページをごらんください。

総路線数及び総延長は、廃止路線数が748路線、総延長254キロ358.8メートル、認定路線数が757路線、総延長252キロ918.98メートルで、今回の一括廃止及び一括認定により路線数では9路線の増、路線延長では1439.82メートルの減となります。

最初に、路線数の変更についてご説明いたします。

下段表のとおり、西治ほ場整備及び田口ほ場整備により道路の用途及び機能がなくなったため、374号線、771号線及び887号線の3路線が減少します。これは現実的に路線の機能がなくなったものであります。

続いて、路線の分割もしくは複数路線の統合等による増減です。

資料2ページの路線対比表でお示ししています。左側の廃止路線符号2及び3は、4号大門余田線と29号大門山田線の2路線を統合して、右側の認定路線符号2の4号大門鍛冶屋線とすることによって1路線の減。廃止路線符号9の11

7号亀坪池線を2路線に分割し、右側の認定路線符号8の117号亀坪池線と、符号9の912号線とすることによる1路線の増。同様に分割による路線数の増を申し上げますと、符号11の288号春日キャンプ場線で1路線の増。符号12の367号線で1路線の増。符号13の376号線で1路線の増。符号27の621号線と符号28の626号線で1路線の増。同様のことを資料3ページでも行うことで、合計12路線ふえることとなります。これに、さきに述べました3路線を除くことで、9路線の増となります。以上が9路線増の内訳です。

次に、延長の変更についてご説明します。

資料1ページの、ほ場整備により再認定しない374号線、771号線及び887号線の3路線で計1202.7メートルの延長減があります。その他、路線統合による交差点部の延長増、路線分割による交差点部の延長減及び駅前の183号線での県道との一部共用部の解消など、合算すると237.12メートルの延長減となります。以上が延長1439.82メートル減の内訳です。

次に、路線名の変更についてご説明します。

資料2ページから、路線対比表にお示ししておりますとおり、路線の統合、分割によるほか、従来の路線名が実状に合っていない路線等、今回の認定に当たっては実状に即した路線名に変更いたしております。

一例を挙げますと、廃止路線符号5の駅三木山崎線と、符号6の駅高橋線の一部を統合し、駅南幹線と名称変更しております。その他、認定する路線の起点、終点の各地先の所在地番の表示については、一定のルールにより、直近の登記地番に基づいて行っています。

なお、図面は道路線廃止網図、道路線認定網図及び町道廃止認定路線参考図を添付しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上、議案第44号、福崎町道路線の廃止及び認定についての提案説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議 長 次は、議案第45号、福崎町公共下水道福崎浄化センター（汚泥処理施設）の建設工事委託に関する基本協定の締結について、事務局に朗読させます。

（書記朗読）

議 長 朗読が終わりましたので、さらに本案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

下水道課 長 議案第45号、福崎町公共下水道福崎浄化センター（汚泥処理施設）の建設工事委託に関する基本協定の締結について、ご説明申し上げます。

福崎浄化センターは平成17年3月31日に水処理施設1系列、処理能力日最大2,100立方メートルで供用開始し、汚泥処理につきましては平成19年度に汚泥処理施設1系列が完成し稼働しております。その後、平成20年度に水処理施設2系列目を増設し、処理能力は日当たり4,200立方メートルとなり、現在に至っております。流入水量の伸びと予測に伴い、昨年度から本年度にかけて水処理施設3、4系列の増設工事を進めています。

この議案は、水処理施設3、4系列の稼働に対応する汚泥処理施設の増設が必要になることから、日本下水道事業団と汚泥処理施設建設工事の委託業務について基本協定を締結するため、規定により議会の議決を求めるものです。契約の方法は随意契約、契約金額は2億9,400万円です。内容につきましては下水道課資料によりご説明申し上げます。

資料2ページをお開き願います。

これは協定書案で、福崎町と日本下水道事業団とは、福崎町公共下水道福崎浄

化センター(汚泥処理施設)の建設に関し、次のとおり協定を締結するものです。

第1条は目的を示しており、第2条は工事の委託で、福崎浄化センター(汚泥処理施設)の建設工事を委託し、その範囲を別記に示しています。

第3条で「平成23年度に着手し、その完成予定は平成24年度とする」とし、建設工事は平成23年度から2カ年で行います。

第4条で建設工事の予定概算事業費を2億9,400万円とし、第2項では、必要が生じた場合は協定を変更することができるものとしています。

第5条では、町が毎年度予算に計上する範囲内において、年度実施協定により工事を行うこととしています。

以下、第6条では土地の取得その他損失補償について、第7条では行政上の手続、第8条では費用の支払を規定しております。

第9条は下水道事業団からの契約及び工事等の報告について、第10条は損害の負担の項目で、事業団と町の責任範囲を規定しており、同条第2項以降は、事業団と契約した施工業者の損害賠償特約に関するものです。

次の3ページをお開きください。

第11条では、年度実施協定を毎年度締結するものとしています。

最後の第14条では、この協定の成立は本議会の議決を経て、本契約として成立するものとしています。

次に、右の別記には委託する対象と範囲をお示ししております。

建設工事の対象は福崎町公共下水道福崎浄化センター(汚泥処理施設)で、委託の範囲は表の施設に係る機械及び電気設備工事としています。

施設については、次ページ以降の図で説明させていただきます。4ページは福崎浄化センターの全体図です。網掛けが今回の事業範囲を示しております。既設の汚泥処理棟に、既に設置しております汚泥処理施設と同等の機械設備、電気設備1系列分を増設する工事となります。これは現在、水処理棟に増設中の水処理施設3、4系列に対応するものです。

今回の機械設備の概要は、汚泥貯留槽攪拌機1台、汚泥脱水機1台、高分子凝集剤溶解槽1基、高分子凝集剤定量供給機械1基、ケーキ貯留ホッパ1基、生物脱臭塔1基、脱臭ファン1台、活性炭吸着塔1基の増設となります。

電気設備の概要は、汚泥処理機械設備への電源供給、コントロールセンターの増設、既設監視制御装置への機能増設となります。

5、6ページには汚泥処理棟各階の設備平面図、7ページには断面図をお示ししております。なお、これらの図面は基本的な計画図で、若干変更が生じることがございますので、ご了承ください。

以上で、議案第45号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますよう、お願い申し上げます。

議 長 次、議案第46号、工事請負契約について、事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに本案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

社会教育課長 議案第46号、工事請負契約につきまして、ご説明申し上げます。

この工事は5月26日に指名競争入札に付し、契約を締結するため、規定により議会の議決をお願いするものでございます。

社会教育課資料5ページをお開きください。

入札結果を示しております。工事名は県指定文化財三木家住宅主屋保存修理工事、契約金額は税込み1億7,010万円、契約者は株式会社神田組でございます。

す。工期は平成28年3月25日までの5年間で予定しております。

社会教育課資料6ページをごらんください。

三木家の平面図でございます。昨年度から三木家の修理工事が始まり、今年度からは主屋部分の保存修理に入ります。

図面の点線部分の内側が今回の工事箇所に当たり、今年度は主屋部分全体を覆う素屋根を設置し、解体を始めます。半解体の工事となっております。瓦部分はすべて撤去いたします。また、網掛け部分は傷みがひどく、軸組だけを残してすべて撤去します。

解体後は三木家修理検討委員会を開催し、痕跡などからいつの時代にさかのぼって復元するのが文化的価値が高いかなどを検討いただき、翌年からは復元工事を進めていきます。復元工事は文化財の価値をできるだけ損なわないよう、使用できる部材はできる限り使用して修理を進めます。また、傷みが激しく使えない部材は、その部材にできる限り近い部材を使用しなければなりません。

工事は県の補助金との兼ね合いもあり、債務負担行為により5年で完成する予定です。

以上で、議案第46号の説明とさせていただきます。ご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長 次、議案第47号、工事請負契約について、事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議長 朗読が終わりましたので、さらに本案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

まちづくり課長 議案第47号、工事請負契約について、ご説明申し上げます。

今回、提案させていただいておりますのは、去る5月26日に一般競争入札を執行した(仮称)田原幼稚園建設工事に係る工事請負契約を、議会の議決を得て本契約を締結しようとするものです。

工事施工者は議案書のとおり、姫路市神子岡前一丁目1番15号、株式会社北村工務店、代表取締役北村聡一郎氏で、落札金額は消費税を含めて3億1,993万5,000円です。

それでは今回建設する幼稚園の工事概要について説明させていただきます。学校教育課資料1ページをごらんください。

左側に施設概要、右側に入札結果をお示ししています。

入札は一般競争入札により、参加業者数17社で執行しました。入札は1回で落札し、落札金額は税込み3億1,993万5,000円。予定価格に対し71.1%となっております。

続いて、施設概要について説明させていただきます。学校教育課説明資料2ページをごらんください。

全体の配置図です。今回建設する(仮称)田原幼稚園は、田原保育所と田原幼稚園の各施設を統合し、ゼロ歳児から小学校就学前までの子どもたちを一体的に保育するための施設です。

構造は鉄筋コンクリート造平屋建て、外壁はコンクリート打ち放しモルタル補修下地の上に吹き付け仕上げ、屋根はガルバリウム鋼板葺き、建築面積1710.09平方メートル、延床面積1700.89平方メートルとなっております。建物は園庭を囲むL型とし、給食車出入口を敷地北側、駐車場は南側の園舎敷地外に配置し、自動車と園児の動線が交錯しないよう配慮し、送迎バスや保護者による子どもの送迎等車両の進入は緊急時を除いて駐車場までとし、子どもと自動車等の動線の分離に考慮いたしております。

次に、資料3ページをごらんください。

施設全体の平面図です。図面の右側が既設の幼稚園、左側が今回建設する保育所部分となります。

新設部分にゼロ歳児の就寝室と活動室、1歳児の保育室1室、2歳児、3歳児の保育室を各2室、4歳児の保育室を3室配置し、職員室、男女の便所、車いす用便所、調理室等の管理部門を設けます。日々ふえる遊び道具や備品への対応として物入れを各保育室に1カ所設け、屋外倉庫、調理室用の倉庫、屋内倉庫等の収納スペースを設けています。便所は1歳児室に1カ所、2歳児室、3歳児室と4歳児室には各部屋の間それぞれ1カ所設け、子どもが1カ所の便所に集中せず利用できるよう配慮しています。

既設部分の改修として、職員室を子育て学習センターに、昇降口を倉庫及び体育倉庫に改修します。

施設全体に関連する部分として、空調設備や熱源を冷暖房とともに氷蓄熱ヒートポンプチラー方式とし、既設部分を含めてすべての保育室と職員室及び遊戯室に配置します。あわせて、ゼロ歳児から2歳児までの部屋には床暖房を設置します。電気設備では既設部分の石油ファンヒーター、ガスコンロ等を撤去し、すべての器具を電化し、施設全体をオール電化対応とします。防災面では新設部分及び既設部分の屋内に屋内消火栓を設置し、万が一の火災時等に対応できるよう、設備を設置しています。その他、地球温暖化防止と環境面にも配慮して、新設部分の屋根に5キロワットの太陽電池システムを設置し、太陽光発電システムを導入しています。

次に、資料4ページをごらんください。

新設部分の立面図です。南側立面図が駐車場側、北側立面図が雲津川側から見た外観となっています。建物全体のデザインは既設幼稚園と新設部分が一体となるように考え、既設部分も外壁の塗装改修工事を行い、建物全体の調和を考えています。

以上、議案第47号、工事請負契約についての提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議 長 次、議案第48号、工事請負契約について、議案第49号、工事請負契約について、及び議案第50号、工事請負契約について、事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに各案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

下水道課長 議案第48号、議案第49号及び議案第50号について、続けてご説明申し上げます。

これらの工事は、平成23年5月26日に一般競争入札に付したもので、契約を締結するため、規定により議会の議決をお願いするものです。

下水道課資料10ページに、工事工区として西光寺地区下水道面整備工事第1工区、第2工区及び八反田東地区下水道面整備工事第1工区的位置をお示ししております。

それでは、議案第48号について、ご説明いたします。

下水道課資料8ページ左側に、入札の結果をお示ししております。

工事名称は西光寺地区下水道面整備工事(第1工区)、落札金額は7,956万4,800円、落札業者は大林道路株式会社姫路営業所です。資料11ページに第1工区の下水管路をお示ししていますのでごらんください。

整備区域は東大貫中島線の北側で、播但道、中国道と上井郷に囲まれた範囲と

なります。

右下に工事概要を示しております。工事総延長は2,418メートル、このうち管布設工の開削工は、口径300ミリが177メートル、口径200ミリが134メートル、口径150ミリが2,107メートルとなり、その他、マンホール設置工111カ所、取付管及び公共ます設置工144カ所となっています。

続いて、議案第49号について、ご説明申し上げます。

下水道課資料8ページ右側に入札の結果をお示ししています。

工事名称は西光寺地区下水道面整備工事(第2工区)、落札金額は8,221万5,000円、落札業者は株式会社平野組です。資料12ページに第2工区の下水管路をお示ししていますので、ごらんください。

整備区域は、東大貫中島線の上井郷から福崎東中学校の東付近までの範囲です。

左下に工事概要を示しております。工事総延長は953メートル、このうち管布設工の推進工は、口径300ミリが171メートル、開削工、口径300ミリが570メートル、口径200ミリが172メートル、口径150ミリが40メートル、その他、マンホール設置工25カ所、取付管及び公共ます設置工14カ所となっています。

続いて、議案第50号について、ご説明いたします。

下水道課資料9ページ右側に入札の結果をお示ししています。

工事名称は八反田東地区下水道面整備工事(第1工区)、落札金額は4,599万円、落札業者は藤澤工業株式会社です。資料13ページに下水管路をお示ししていますので、ごらんください。

整備区域は東大貫中島線の北側で、中道線の両側の範囲となっております。中道線沿線部につきましては、町道中島井ノ口線供用開始後の工事を予定しております。

左下に工事概要を示しております。工事総延長は1,388メートル、このうち管布設工は開削工、口径150ミリのみとなっております。その他、マンホール設置工62カ所、取付管及び公共ます設置工82カ所となっています。

工期は3工区とも、入札結果の公表の最下段にありますとおり、平成23年12月22日までとしています。

以上で議案第48号、議案第49号及び議案第50号の説明を終わらせていただきます。3議案ともよろしくご審議賜り、ご賛同いただきますよう、お願い申し上げます。

議 長 次、発議第1号、農業委員の推薦についてを事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに本発議に対する詳細なる説明を求めます。

小林 博議員 農業委員会等に関する法律第12条第2項の規定による、議会推薦の農業委員の選出についてということでございます。

議員協議会を2回にわたって開催していただき、準備をしていただきました。その確認に従っての提案でございますので、よろしく願いいたします。

福崎町南田原の生田博善さん、福崎町八千種の難波光明さん、それから福崎町馬田の植岡和彦さんの3名でございます。それぞれ経歴等もつけておりますので、よろしく願いいたします。

地域のリーダーとして、あるいは農業にも熱心に取り組んでおられる方々と聞いておりますので、よろしく願いいたします。

農業問題は食糧の自給とともに水源のかん養や文化の継承、災害防止など幅広い立場から考えられなければならないということはよく言われておることござ

います。とりわけ今、食育の推進でありますとか、食の安全と地産地消、安全安心のまちづくりが言われておる中で、選ばれた新しい農業委員さんがその役目を果たしていただくことを期待いたしまして、提案させていただきます。よろしくお願いいたします。

議

長 以上で、本定例会 1 日目の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会することといたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 1 時 4 6 分

議

長 なお、1 時 5 5 分から全員協議会を開催いたしますので、第 1 委員会室にご参集ください。